

大分県報

平成三十年
第三〇〇一号
七月十七日

(火曜日)

目次

告示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請(五件)……………一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………三
県営土地改良事業の計画の概要の縦覧……………三
指定予定保安林(二件)……………四

正誤

平成三十年七月六日付け大分県報号外(五七)に記載の大分県条例第三十号(大分県税
条例等の一部改正)中の訂正……………四

○告示

大分県告示第四百四十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年七月十七日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年七月二日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 上村の里

三 代表者の氏名

加藤 義雄

四 主たる事務所の所在地

杵築市山香町

五 定款に記載された目的

この法人は、杵築市の豊かな自然を生かし、都市住民と地域住民がスポーツやレクリエーション、農業体験等を通して交流活動を行い、スポーツの振興と農業農村に対する理解を促進し、地域に活力を醸成させ、もって地域の活性化を図る。

また、高齢者人口の増加が予想されるなど核家族化により介護能力の低下が予想されるので、地域住民と高齢者の親睦や融和を図る事業を実施し、全ての住民が安心して暮らせる地域づくりを推進することを目的とする。

六 定款変更の内容

役員に関する事項の変更

会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更

公告の方法の変更

大分県告示第四百五十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年七月十七日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年七月三日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 アートハウスおおいた

三 代表者の氏名

水内 康子

四 主たる事務所の所在地

大分市日岡二丁目五番十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、個人及び事業者に対して、芸術・文化に関する事業を行い、大分の芸術・文化の促進に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

会員に関する事項の変更

役員に関する事項の変更
 会議に関する事項の変更
 資産及び会計に関する事項の変更
 定款の変更に関する事項の変更
 公告の方法の変更

大分県告示第四百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年七月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日
 平成三十年七月三日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
 NPO法人 ダーWINネット

三 代表者の氏名
 河野 昭三

四 主たる事務所の所在地
 大分市

五 定款に記載された目的

この法人は、不確実な社会において、個人や、それを取り巻く社会、企業、諸団体および行政機関と密接な連携を取りながら、個人個人の自立性、主体性および内的キャリアを尊重したキャリア開発等に対して支援をし、併せてそれら活動に対して助力する人材等育成のための学習機会を提供することを目的とする。

六 定款変更の内容

役員に関する事項の変更
 会議に関する事項の変更
 資産及び会計に関する事項の変更
 定款の変更に関する事項の変更
 公告の方法の変更

大分県告示第四百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年七月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日
 平成三十年七月三日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人 みずのわ

三 代表者の氏名
 廣田 八枝子

四 主たる事務所の所在地
 白杵市野津町大字吉田字飯屋三千二十六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、ソーシャルインクルージョンの理念に基づき、何らかの障害のある方と家族に対し、地域生活支援に関する事業等を行い、併せて障害のある方と住民とが共生するまちづくりと地域福祉の増進を図ることにより、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

役員に関する事項の変更
 会議に関する事項の変更
 資産及び会計に関する事項の変更
 定款の変更に関する事項の変更
 解散及び合併に関する事項の変更
 公告の方法の変更

大分県告示第四百五十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年七月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年七月四日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 豊の国づくり塾生会

三 代表者の氏名
板 井 良 助

四 主たる事務所の所在地
大分市豊町二丁目三番四号

五 定款に記載された目的
この法人は、個人及び事業者に対して、豊の国づくり塾のネットワークを活かし、県内のまちづくり運動を推進する事業を行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容
会員に関する事項の変更
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第四百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
平成三十年七月十七日

一 届出の概要
大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コムボックス大分

2 届出者の氏名又は名称及び住所
大分市大字宮崎字スカワ六百九十六番地一

三井住友信託銀行株式会社
支配人 勅使河原 誠志

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称
変更前 クロスモール大分
変更後 コムボックス大分

4 変更の年月日
平成三十年三月二十七日

二 届出年月日
平成三十年六月二十二日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間
平成三十年七月十七日から同年十一月十九日まで

2 縦覧場所
大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年十一月十九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めるので、同条第七項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、次のとおり県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。
なお、県営土地改良事業の計画の概要に意見のあるものは、縦覧期間満了の日までに知事に対し意見書を提出することができる。
平成三十年七月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名 県営経営体育成基盤整備事業
(区画整理)

地区名 高源寺地区

縦覧期間 平三〇・七・一七から
平三〇・八・六まで

縦覧場所 竹田市役所

大分県告示第四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成三十年七月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

国東市国東町横手字尻ノ田六五六二番、六五七〇番一、字米山六六二二番一、六六三六番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字尻ノ田六五六二番・六五七〇番一・字米山六六二二番一・六六三六番（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成三十年七月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

杵築市山香町大字日指字柚ノ木四〇八九番五四

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○ 正 誤

平成三十年七月六日付け大分県報号外（五七）に記載の大分県条例第三十号（大分県税条例等の一部改正）中の訂正

二	上	右から八	第三十七の二の二	第三十七条の二の二
ページ	段	行	誤	正